

# 佐賀県中小企業・小規模企業振興条例の概要

## 第1条・第2条 目的・定義

## 第3条 基本理念

中小企業・小規模企業の振興に係る基本理念を規定

- ◆中小企業・小規模企業の自発的かつ創造的な活動に資すること。
- ◆地域住民の生活向上及び自主的かつ個性豊かな地域社会の形成に資すること。
- ◆全ての県民が安心して働き、活躍することができる社会の実現に資すること。

## 第4条 基本方針

中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講じるに当たっての基本方針を規定

- ◆中小企業・小規模企業の新たな事業活動、経済的社会的環境の変化への対応、経営基盤の強化、経営資源の確保及び活用の促進
- ◆産、学、官、金や産業間の連携の促進
- ◆地域を支える人材の定着、多様な人材の就労の促進

## 第5条～第7条 県、中小企業支援機関の役割や関係機関等の連携について規定

## 第8条、第9条 中小企業者及び小規模企業者の努力、小規模企業者への配慮について規定

## 第10条、第11条 意見等の施策への反映、財政上の措置について規定

## 附 則 条例の規定について、施行後5年を目途として検討を加えることについて規定